

入園のしおり



学校法人西立野学園

小規模保育事業（C型）認可園 ひだまり乳児園

（かおる幼稚園内併設）

〒886-0005

宮崎県小林市大字南西方6081-2

（西小林小・中学校近く）

TEL/FAX 兼用 （0984）27-2067

URL <http://www.kaoru-youchien.jp>

小規模保育事業（C 型）認可園 ひだまり乳児園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人西立野学園
事業者の所在地	宮崎県小林市南西方6081-2
事業者の電話番号・FAX	0984-27-2067（FAX 兼用）
代表者氏名	理事長 北迫 栄祐
寄附行為の目的に定めた事業	認可小規模保育施設の経営及び運営（付随事業）

2 事業の概要

種 別	小規模保育事業所 C 型		
名 称	小規模認可保育園 ひだまり乳児園		
所 在 地	宮崎県小林市南西方6081-2		
電 話 番 号 ・ F A X	0984-27-2067（FAX 兼用）		
責 任 者 氏 名	園長 北迫 栄祐		
開 設 年 月 日	2025年4月1日		
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	0歳児	1歳児	2歳児
	1人	2人	3人
取 扱 う 保 育 事 業	乳幼児保育・教育、延長保育、一時預かり		

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷 地 面 積		2949.00 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 1階建て	建築面積 465.47 m ²
	延 床 面 積	382.36 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	1 室	13.63 m ²
	ほ ふ く 室	1 室	13.63 m ²

	保 育 室	1 室	27.27 m ²
	乳幼児用トイレ	1 室	6.48 m ²
設 備 の 種 類		屋外遊具、屋根付きプール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場	1792 m ²

4 施設の目的、運営方針

学校法人西立野学園が設置する、ひだまり乳児園（以下「当園」という。）が小規模保育事業 C 型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とします。

- （１）当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- （２） 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。
- （３） 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5 職員体制

責 任 者	1 名 （常勤： 1 名）
保 育 士	1 名 （常勤： 1 名、非常勤 名）
家 庭 的 保 育 者	1 名 （常勤： 1 名、非常勤 名）
家 庭 的 保 育 補 助 者	1 名 （常勤： 1 名、非常勤 名）
嘱 託 医	1 名 （常勤： 名、非常勤 1 名）
嘱 託 歯 科 医	1 名 （常勤： 名、非常勤 1 名）

※年度によって、職員体制は変動いたします。

6 保育・教育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日まで。
休 園 日	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始を除く。 その他、当園が定める家庭協力日は、休園となります。

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 か ら 金 曜 日	午前 7 時 00 分から午後 6 時 30 分まで
土 曜 日	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間 （ 1 1 時 間 ）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
延 長 保 育 時 間	当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。また、土曜日は利用子どもの保護者の保育を必要とする時間とし、午後 6 時までの保育とする。

※保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間 （ 8 時 間 ）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
延 長 保 育 時 間	当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。また、土曜日は利用子どもの保護者の保育を必要とする時間とし、午後 6 時までの保育とする。

※保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

※保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園をお願いします。

※土曜日保育を希望する際には、毎週水曜日までに職員への申告が必要です。申告が無ければ対応ができませんのでご注意ください。

8 利用料金

利 用 料 （ 利 用 者 負 担 ）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延 長 保 育 料	30 分あたり 100 円

※その他は、別紙を参照してください。

9 支払方法

支払方法：納入袋による現金払いとなります。

支払期日：毎月 20 日までに納入ください。

※絵本代等の諸費は、各クラスの納付期日に納入ください。

10 提供する教育・保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 30 年適用）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

2 当園の保育・教育は、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であるとの認識の下、乳幼児期の特性を踏まえ、保育の場を通して、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域にわたって総合的に行います。

3 保育・教育理念は次のとおりとします。

「たくましく 心豊かな園児を育てる」

- ・健康で素直な子ども ・仲良く助け合う子ども ・粘り強い子ども
- ・感謝のできる子ども ・自分のことがきちんとできる子ども

4 保育・教育の特徴

- ・家庭的な温かい雰囲気の中で、子ども一人ひとりに寄り添い、ゆったりとした生活リズムの中で基本的な生活習慣を身に付けていきます。
- ・子どもの発見や発想を大切にし、意欲的に遊びが展開できる保育を実践します。
- ・保護者の方や地域と信頼関係を築き、子どもの視点に立って共に考え、喜びを共感し、健やかな成長を願いながら一緒に歩んでいきたいと思います。
- ・年間を通して敷地内の畑での野菜等の栽培・収穫を行い、食への関心を持たせる保育教育を実践します。

5 連携先の名称、所在地及び連携内容

連携先名称 かおる幼稚園

所 在 地 宮崎県小林市南西方6081-2

連携内容

- ・食事の提供に関する支援
- ・屋外遊び場の利用に関する支援
- ・後方支援
- ・卒園後の受け皿としての支援
- ・囑託医による健康診断等に関する支援
- ・合同保育に関する支援
- ・行事への参加に関する支援

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児（０～１歳半児）	幼児（１歳半～２歳児）
7:00	開園 保育標準時間（１１時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（１１時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（８時間）開始 順次登園	保育短時間（８時間）開始 順次登園
9:00	おやつ 遊び（室内外）・散歩	おやつ ・遊び（室内外）・課題保育
10:00 11:00	↓ 食事（年齢によって前後します）	↓
11:25		食事（年齢によって前後します）
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）	
12:30 14:30 15:00	目覚め おやつ	お昼寝（年齢によって前後します） 目覚め おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間（８時間）終了	保育時間短時間（８時間）終了
18:00 18:30	保育標準時間（１１時間）終了 閉園	保育時間標準（１１時間）終了 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある児童公園、小学校などにお散歩に出かけます。

<全体的な計画>

ク ラ ス	年齢別保育・教育目標
０ 歳 児	- 一人ひとりの子どもの生活リズムに合わせて、食欲・睡眠・排泄などの生理的欲求を満たし、情緒の安定を図る。 - 保育士との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆を形成していく。 - 個人差に留意しながら離乳を進め、様々な食品に慣れながら、幼児食への移行を図る。 - 優しく語りかけ、発声や喃語に応答することで発語の意欲を育てる。 - 十分な身体活動が行えるよう、安全で活動しやすい環境を整え、快適に生活ができるようにする。
１ 歳 児	- 一人ひとりの子どもの生理的欲求や、甘えなどの心理的欲求を満たし、情緒の安定を図る。 - 安心できる保育士との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。

	- 十分に体を動かし探索する中で、聞く・見る・触れる・嗅ぐ・味わうなどの経験をし、興味や好奇心を育む。 - 保育士の語りかけや絵本を通じて言葉の理解や発語を育て、言葉を使うことを楽しむ。 - 自我が芽生え自分の要求・気持ちを、行動や言葉で表し、自己主張する気持ちが育つ。 - 自分で食べようとする気持ちを育む。								
2 歳 児	- 保育士と安定した関わりの中で、自分の身の回りのことを、少しずつ自分でしようとする。 - 好きな遊びを楽しんで、友達との関わりを広げていく。 - 保育士を仲立ちとして、みたて・つमりのイメージを膨らませながら遊びを楽しむ。 - 保育士を仲立ちとして言葉のやり取りを楽しむ。 - スプーンやフォークを使って、こぼしながらも自分で食べることができる。 - 全身を使った遊びを通して、運動機能を高める。								
ク ラ ス 編 成	<table> <tr> <th>年 齢</th><th>クラス名</th></tr> <tr> <td>0 歳 児</td><td>つぼみ</td></tr> <tr> <td>1 歳 児</td><td>すみれ</td></tr> <tr> <td>2 歳 児</td><td>さくら</td></tr> </table>	年 齢	クラス名	0 歳 児	つぼみ	1 歳 児	すみれ	2 歳 児	さくら
年 齢	クラス名								
0 歳 児	つぼみ								
1 歳 児	すみれ								
2 歳 児	さくら								

そ の 他
(年間行事)

年間行事予定

月	行事内容
4月	始園式・入園進級式・保護者総会・保護者面談
5月	鯉のぼり集会・お芋植え・春の遠足（親子）・内科検診
6月	歯科検診・交通教室・お店屋さんごっこ
7月	参観日・プール開き
8月	プール遊び
9月	始園式
10月	運動会・交通教室・お芋掘り・お月見会
11月	秋の遠足・内科検診・歯科検診
12月	もちつき会・クリスマス会・終園式
1月	始園式・マラソン大会
2月	節分豆まき・発表会
3月	ひな祭り集会・お別れ遠足・交通教室・卒園式・修了式

11 給食等について

	提供時間			備 考
	午前おやつ	昼食	午後おやつ	
0歳児	9時15分頃	11時00分頃	15時00分頃	「授乳・離乳の支援ガイド」に準じ、発達に応じた離乳食の提供をします。 おやつについてはお子さんの発達に応じて提供します。
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時00分頃	
2歳児	9時15分頃	11時30分頃	15時00分頃	

◎給食の内容は下記のとおりです。(自園調理)

月・火・木曜日	おかず給食(白ご飯のみ持参)
水曜日	完全給食(お箸セットのみ持参)
金曜日	パン給食

※園行事等により、変更する場合があります。また、献立表は毎月、別途お知らせします。

※白ご飯の量は、食べきれぬ量をもたせてください。

※遠足(行事)等は、お弁当となります。(年3回程度)

※毎月、お米を1合集めさせていただきます。(お子さんの発達に応じて徴収いたします。)

※食物アレルギー等、体質に合わない食材等があればご相談ください。

献立の作成者	管理栄養士または栄養士
食育を推進するにあたっての園独自の食育計画の作成や取り組み	・ 献立表、食育計画の作成 ・ 自園栽培の食材を使用した給食の実施 ・ サツマイモの栽培から収穫の体験 ・ 手作りおやつの実施 ・ 保護者への食育啓発・支援・指導 ・ イベントや誕生日会には特別メニューを提供
子どもの年齢・発達段階・健康状態等に応じた食事の提供方法	・ 年齢に応じた食事時間 ・ 年齢に合わせた形態及び量の提供
アレルギーの配慮	・ 加熱の有無によるアレルギー対応 ・ 代替食材による給食の提供 ・ アレルギー対象食材の除去食 ・ 「食物アレルギー除去食依頼書」の提出 ※解除の場合は「食物アレルギー対応食 解除申請書」提出
衛生管理	・ 厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って調理を実施 ・ 毎月、専門機関での管理栄養士または栄養士及び調理員の検便実施

<アレルギー対応について>

当園は、国が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、それに基
づき、適切な対応に努めています。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 新年度の初回登園時のみご用意いただくもの

- ・ ボックスティッシュ 5箱 ・ 雑巾 2枚 ・ 口拭き用ウェットティッシュ（アルコールタイプでないもの）
- ・ お布団セット・歯ブラシ（年齢に応じて）

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 通園かばん ・ お手拭タオル ・ 連絡帳、お知らせばさみ ・ お着換え（2組以上）
- ・ お食事エプロン（年齢に応じて）等

※その他ご用意いただくものについては、別紙を参照してください。

(3) 服装について

- ・ 衣類は動きやすく、脱ぎ着しやすい（上下が分かれたもの）服装
- ・ ひもやフード付きなどのひっきりやすい服は避けるようにしてください
- ・ 登降園時の履物は、戸外遊び等で使用するため、サンダルやクロックスは避け、履きなれた靴で登降園してください。

・登園の際には、子ども用のかばん（リュックタイプ）に、必要なものを入れて登園してください。

13 保育園と保護者との連携について

・登園では保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳や園だより等は、必ず目を通してください。

（※必要事項は必ずご記入ください。）

・緊急時には一斉メール、または電話にて連絡いたします。

14 健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

・原則、全園児を下記の回数で実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

・園児健康診断 2回 ・歯科健診 2回 ・尿検査 2回 ・身体測定 毎月1回

（２）健康管理、病気のときの対応

・体温測定は、昼・夕方に行います。

・当園では、37.5℃以上の発熱時、下痢嘔吐や体調不良の場合にはお迎えをお願いします。連絡後に長時間お迎えに来られない間に、体調に変化が起きた場合には責任を負いかねません。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

・園での与薬は、原則、本園では与薬することができませんので、医師に相談し、できる限り朝晩の服用でよい調剤方法をご相談ください。やむを得ない場合は、指定の「与薬依頼書」に必要な情報を記載の上、医師や薬局から受領した薬の説明書コピーを添付し、職員に直接手渡ししてください。

15 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園では、乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行を、できるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりのお子様が一日快適に過ごすことが大切です。

・別紙の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園許可書の提出をお願いします。なお、適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

16 嘱託医：以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医 療 機 関 の 名 称	西小林診療所
医 院 長 名	板橋 健司
所 在 地	（所在地）小林市北西方1212
電 話 番 号	（電話番号）0984-27-1034

17 嘱託歯科医：以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医 療 機 関 の 名 称	田中歯科医院
医 院 長 名	（氏名）田中 政雄
所 在 地	（所在地）えびの市大字原田3460-12
電 話 番 号	（電話番号）0984-33-0262

18 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先等に連絡します。

<近隣の緊急連絡先>

【管轄する消防署】

消防署名	中央消防署
所在地	（所在地）小林市真方493
電話番号	（電話番号）0984-23-0119

【管轄する警察署】

警察署名	小林警察署
所在地	（所在地）小林市堤2928-1
電話番号	（電話番号）0984-23-0110

19 非常災害時の対策等

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	西小林小学校体育館
緊急時の連絡手段	電話、一斉配信メール等での情報提供

防 火 管 理 者	園長 北迫 栄祐
消 防 計 画 届 出 年 月 日	中央消防署 平成26年10月1日

※台風等の風水害時の臨時休園について

災害発生時は人命第一に対応するため、警戒レベル4（避難指示）以上が発令された際は、原則「休園」とします。

20 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	対人賠償・対物賠償・人格権侵害補償
補 償 金 額	1億円・1千万円・1名50万円（1事故：1千万円）

21 業務の質の評価について

当園は、市運営基準条例第16条に規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

（2）保育士等の自己評価及び小規模保育事業C型の自己評価については、年1回を行い、小規模保育事業C型の自己評価については、その結果を公表するよう努めます。

22 苦情・要望・相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付・解決責任者	北迫 栄祐	園長
---------------	-------	----

【要望・苦情等への対応方法】

※要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

※要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

23 地域の育児支援について

・一時保育の実施、園庭解放の実施 など

24 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

（1）園児が満3歳に達したとき

（ただし、連携施設に空きがない場合、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします。）

（2）児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

（3）その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

25 その他保護者に説明すべき事項

別紙

実費徴収について

対象児童	0～2歳児
------	-------

【対象児童全員から同額を実費徴収する項目】

項目	金額（円） （1人あたり年額）	金額の内訳
入園手数料（入園時のみ）	2,000円	
副食費（おかず、おやつ含む） ※①お子様の成長に応じて、毎月お米1合を集めます。	0円	
教材費（年齢により変動します）	年 6,000円	連絡帳代 月刊誌代 お道具箱
行事費（園行事やお誕生会等）	年 3,000円	
その他 （ 施設費 ）	年 4,200円	月 350円
	合計金額	15,200円

【希望者のみ実費徴収する項目】

項目	徴収単位	金額（円）
その他 （延長保育料 ）	☐ 年額 ☒ その他（30分毎）	100円
その他 （一時預かり保育）	☐ 年額 ☒ その他（1時間）	300円
その他 （一時預かり・「給食費・おやつ込み」）	☐ 年額 ☒ その他（利用者のみ）	300円

重要事項説明における同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

園 名：ひだまり乳児園

所在地：宮崎県小林市南西方6081-2

説明者職名：園長 北迫 栄祐 ㊞

私は、書面に基づいてひだまり乳児園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名：_____

保護者氏名：_____ ㊞ （署名のみでも可）

児童からみた続柄：_____